

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、社会の一員として健全な社会倫理・価値観を社会と共有しながら、法令・定款・社会規範を遵守し、株主、顧客、従業員とその家族、取引先、債権者などの当社グループの利害関係者(以下「利害関係者」といいます。)と良好な関係を構築するとともに、人々の良質な暮らしの実現のために、他にない技術の提供を通じて、流体を扱う多様な産業、航空宇宙、透析医療などの暮らしの根幹分野で創造的な貢献を果たすことを経営の理念とし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

このような経営の理念の下、それぞれの事業分野において、独創的な技術を活かし、市場のニーズに応える特長ある製品、サービスを提供することにより社会に貢献することを、経営の基本方針としています。

当社グループは、意思決定の透明性、公正性を確保するとともに、迅速・果敢な意思決定により、経営の理念を実現することが目指すべきコーポレート・ガバナンスの要諦と考え、次の基本的な考え方に沿って、当社グループの発展段階に適合する最良のコーポレート・ガバナンスの構築に取り組めます。

- ・株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
 - ・利害関係者の利益を尊重し、適切に協働します。
 - ・当社グループの情報を適切に開示し、透明性を確保します。
 - ・経営の監督と執行の分離の実効化に努めます。
- 独立社外取締役、独立社外監査役、内部監査人および外部会計監査人との連携による経営の実効的な監督・監査を確保するとともに、業務執行部門が事業の収益性向上に注力できる環境をグループ内に整備します。
- ・中長期的な株主利益を投資方針として有する株主との間で建設的な対話を行ないます。

当社は、当社グループのコーポレート・ガバナンスを実践していくうえでの基本的な考え方を定めた「日機装グループのコーポレート・ガバナンス基本方針」(以下「CG基本方針」といいます。)を制定し、当社ウェブサイト公開しています。

(日本語) https://www.nikkiso.co.jp/company/governance/pdf/nikkiso-governance_190222.pdf

(英語) https://www.nikkiso.com/company/governance/pdf/nikkiso-governance_190222.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保】

中核人材の登用等における多様性の確保に関する基本的な考え方と実施状況は次のとおりであり、継続的にダイバーシティ&インクルージョンの取り組みを推進していきます。

1. 多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針とその実施状況等

ダイバーシティ&インクルージョンに関する事項として、当社グループは、新しい価値創造を社会に提供する源泉である従業員の人権および多様な価値観を尊重し、多様な人材が互いに認め合い、いきいきと働きながらイノベーションを創造し続ける会社へ進化することを目指しています。グループ内の異なる経験、技能、属性を反映した多様な視点や価値観の存在が会社の持続的な成長を達成する強みになるとの認識のもと、積極的な女性の活躍の促進や性別・国籍・年齢・職歴等を問わず、実績や能力等に基づく中核人材となる管理職等への登用をはじめ、多様な人材が適材適所で活躍できる環境の構築に取り組めます。

< 人材育成 >

当社グループは、従業員一人ひとりの「自律的なチャレンジと成長を通じた自らのキャリア目標の実現」に期待しています。社会課題の解決に貢献する人材の育成を目指し、職場でのOJTを通じた成長に加え、能力、スキルや専門性の向上を目的とした研修を役割・職種などに応じて展開しています。具体的には、コア人材を育成するための階層別や職種別研修、将来の幹部候補の育成を目指した「未来委員会」などの選抜型研修を実施しています。また、若手従業員の海外派遣などを通じて、グローバルな視野を持った人材の育成を図っています。

< 健全な職場環境 >

当社グループは、あらゆる人権を尊重し、求人・雇用・昇進等において、人種・国籍・宗教・信条・性別・性的趣向・年齢・障がい等による不当な差別をしません。さまざまなバックグラウンドを持った従業員がその能力を発揮し、いきいきと活躍できるような職場環境を目指し、女性従業員や障がいのある従業員の活躍促進、ワークライフバランスに配慮した各種の支援制度の整備(出産・育児・介護に関する支援制度、フレックスタイム制・在宅勤務の導入など)、長時間労働の削減対策や有給休暇取得の促進などの取り組みを進めています。

2. 自主的かつ測定可能な目標とその状況

< 女性の管理職への登用 >

女性従業員がその能力を十分に発揮することができるよう、女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法を合わせた新たな行動計画を立案し、女性従業員のキャリア形成支援体制の構築を進めています。2021年12月末現在の女性従業員比率は26%、女性管理職比率は4.4%であり、総合職に占める女性の割合が低いことや将来の女性管理職層の母数が少ないことなどを課題と認識し、行動目標として「新卒総合職採用における女性の割合を20%以上とすること」「男女ともに育児や介護と仕事を両立できる職場環境の整備」の二つを掲げています。また、女性の管理職比率については、2025年度に8%以上の達成を目標に掲げています。

<外国人の管理職への登用>

グローバルな事業展開を行なう上で、ダイバーシティ&インクルージョンを推進し、積極的に有為な人材の採用を行なっています。なお、管理職(中核人材)への登用については、その他のバックグラウンドを持つ従業員との差があると考えておらず、特段の目標設定は行なっていません。

<中途採用者の管理職への登用>

持続的な事業成長を見据え、ダイバーシティ&インクルージョンを推進し、積極的な中途採用を行っており、2021年12月末現在の中途採用比率は73%となっています。なお、管理職(中核人材)への登用については、その他のバックグラウンドを持つ従業員との差があると考えておらず、特段の目標設定は行なっていません。

【補充原則3 - 1 サステナビリティを巡る取り組み(TCFD等の枠組みに基づく開示)】

現在、シナリオ分析に基づき気候変動に対するレジリエンスをより高める取り組みおよびTCFD等の国際的に確立された枠組みに基づく開示の充実に向けた検討を進めており、今後段階的にこれらの充実に図ります。現在の対応状況については次のとおりです。

1. 気候変動対応

当社グループは、サステナブルな社会の実現において、気候変動への対応を経営上の重要課題と認識しています。当社では、社会の発展に貢献する新しい価値創造のために「環境負荷低減の取り組み」をマテリアリティ(重要課題)のひとつに掲げ、脱炭素社会に貢献する安全かつ高品質の製品やサービスを安定的、継続的に提供することにより、気候変動の影響緩和のための努力をし、地球環境の保護に貢献します。

また、長期的な気候変動への対応に真摯に取り組む、社会の持続可能性に貢献するとともに、責任あるグローバル企業として、気候変動に関するエンゲージメントを強化するための情報開示の充実に推進しています。

(1) ガバナンス

当社グループでは、取締役会による適切な監督の下、サステナビリティ活動の実行の質とスピードを高めるため、社長を最高責任者とし、その下にサステナビリティ委員会を設置する体制を構築しています。

サステナビリティ委員会は、事業・研究開発・管理部門を管掌する執行役員で構成し、委員長は企画本部を管掌する執行役員が務め、気候変動を含むサステナビリティの基本方針・戦略・目標の策定、重要課題(マテリアリティ)や目標の進捗管理・評価などを行います。

また、サステナビリティ委員会は、その活動状況を定期的(年複数回)に取締役会へ報告するほか、サステナビリティ関連リスクについて、リスク管理・コンプライアンス委員会と連携し、適宜適切に取締役会へ報告します。

取締役会は、サステナビリティ委員会からの報告を受け、環境、社会および経営に与える影響を踏まえて評価し、統合的に管理します。

(2) 戦略

戦略

当社グループは、幅広い事業をグローバルに展開しており、気候変動に関するリスクと機会を的確に把握し、経営戦略およびリスク管理に織り込むことが、気候変動に対するレジリエンスを高めるうえで重要と考えています。

2023年において、気候変動が事業に及ぼすリスクと機会の抽出と定性的な分析を行い、さらに段階的に取り組みを進めています。継続してシナリオ分析・評価、具体的な対応策の策定に取り組み、日機装グループが対処すべき気候変動に関する課題をより明確にし、経営戦略およびリスク管理体制の見直しを行います。

リスクと機会

当社グループでは、気候変動の影響が及ぼす重要なリスクと機会を次のとおり認識しています。今後、シナリオ分析に基づき気候変動に対するレジリエンスをより高める取り組みを推進します。

<移行リスク>

政策・法規制

(リスク)

- ・各国の炭素税の導入による生産コストの増加
- ・規制に対応するための製品開発・生産コストの増加

(機会)

- ・生産の効率化や省エネルギーの推進
- ・早期開発・生産による競争優位性の向上、売上増加

技術・市場

(リスク)

- ・低・脱炭素型製品の開発投資の失敗、開発遅延による売上減少
- ・原材料の価格上昇
- ・エネルギー調達コストの増加

(機会)

- ・低・脱炭素型製品の早期対応による競争優位性の向上、売上増加
- ・代替材等を用いたローコスト製品の開発による収益改善
- ・太陽光発電等の再生可能エネルギー活用によるコスト削減

評判

(リスク)

- ・気候変動対応が消極的である場合、投資家からの評価低下による資本調達コストの増加

(機会)

- ・気候変動対応が積極的である場合、投資家からの評価向上による資本調達コストの低下
- ・環境配慮型製品や低・脱炭素型製品の提供によるステークホルダーからの評価向上、売上増加

<物理リスク>

平均気温の上昇

(リスク)

- ・生産拠点の空調エネルギー増加による操業コストの増加
- ・労働者のストレスの高まりによる生産性低下や事故につながる可能性

(機会)

- ・省エネルギー製品(透析時の使用電力の約78~90%の省エネを可能とする熱回収ヒートポンプシステム等)の需要拡大の可能性

水ストレス(湯水)

(リスク)

- ・湯水による生産拠点の操業停止、水調達コストの増加、水質の悪化

(機会)

・UV-LED水浄化装置等の需要拡大の可能性

異常気象の激甚化

(リスク)

・自然災害による生産拠点の操業停止、設備の復旧等の対応コストの増加

・サプライヤの被災による物流機能の停止

・自然災害に関する保険料の増加

(機会)

・自然災害時に有用な製品の需要拡大の可能性

感染症の拡大

(リスク)

・生産拠点の操業停止、営業活動への支障、売上減少

・物流機能の停止による物流コストの増加、売上減少

・生産拠点地域のロックダウンや労働者のストレスの高まりによる生産性低下や事故につながる可能性

(機会)

・空間除菌消臭装置、空調設備向け除菌・消臭ユニット等の需要拡大の可能性

・ロケーションフリーの血液透析装置(新コンセプト装置)の需要拡大の可能性

(3) リスク管理

当社グループは、あらゆる企業リスクを想定し、取締役会による適切な監督の下、リスクに適切に対処するため、社長を最高責任者とし、その下に内部統制委員会とその実務組織であるリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のリスクを一元的に管理する体制を構築しています。当社が想定する重要な企業リスクには、気候変動リスクをはじめ、コンプライアンスに関するリスク、パンデミック、自然災害、紛争・テロ等のリスクが含まれます。

各本部のリスク管理統括責任者は、リスクの抽出、分析、評価および対策案を検討し、その結果をリスク管理・コンプライアンス委員会へ提出します。リスク管理・コンプライアンス委員会は、その内容を審議したうえで、気候変動リスクを含むサステナビリティ関連リスクについては「サステナビリティ委員会」、それ以外のリスクについては「内部統制委員会」へ報告します。

サステナビリティ委員会は、発生頻度、損失規模、経営への影響度などを踏まえて重要性を評価したうえで、方針・施策を決定し、リスク管理・コンプライアンス委員会に包括的指示を行います。また、特に重要性が高い事項については社長および取締役会へ適宜報告を行います。

取締役会は、サステナビリティ委員会からサステナビリティ関連リスクの報告を、内部統制委員会からそれ以外のリスク報告をそれぞれ受け、統合的な監督・指示を行います。

(4) 指標と目標

当社グループは、環境経営の基本的な考え方として低・脱炭素社会への貢献を掲げ、2050年カーボンニュートラルを前提に、自社のCO2排出量(Scope1 + Scope2)およびバリューチェーン全体(Scope3)のCO2排出量の削減を進めています。その実現に向けた主な取り組みとしては次のとおりです。

Scope1 + Scope2

・省エネルギー対策の推進

・太陽光発電等の再生可能エネルギーへの切り替え

・ボイラ燃料のLNG転換および高効率ボイラの導入によるCO2排出量の低減

Scope3

・資源利用効率の向上(医療機器の再資源化システムの促進等)

・省エネルギー製品の開発・販売(透析熱回収ヒートポンプシステム等)

・脱炭素社会に貢献する水素ポンプ、アンモニアポンプ等の開発・販売

・水素ステーションの事業展開

・CCS/CCUSの展開

温室効果ガス排出量の実績(国内連結) <単位:t-co2>

	2019年度	2020年度	2021年度
Scope1	4,582	4,875	5,032
Scope2	18,662	17,071	17,626
Scope1 + Scope2	22,244	21,946	22,658

【補充原則4 - 1 最高経営責任者等の後継者計画】

社長等の後継者計画は、当社の経営戦略を踏まえた社長等の資質、経験、育成に関する考え方に基づき、当社グループの中期経営計画「Nikkiso 2025 フェーズ2」を含む当社の経営戦略を適切に指導、実践していくリーダーとしての資質、経験、見識を備えた経営者を、先入観を持たず、社内外を問わず選ぶことが肝要ではないかと考えています。取締役会は、指名・報酬委員会の諮問・答申を積極的に活用し、後継者計画を必要とする時期の見極めも含めて適切に監督します。

【原則5 - 2 / 補充原則5 - 2 事業ポートフォリオマネジメント】

取締役会は、当社グループの持続的な成長に資するよう、中期経営計画等の事業計画の達成に向けた事業ポートフォリオの見直しや、設備・研究開発・人的資本・知的財産への投資等の経営資源の配分に関する施策について、実効的な監督を行なっています。

今後、資本コストや事業ポートフォリオの最適化に向けた基本方針、戦略的・計画的な事業ポートフォリオの見直しや、設備・研究開発・人的資本・知的財産への投資等を含む経営資源の配分等に取り組むとともに、これらに関する株主への一層の説明に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

1. 政策保有株式に関する方針と議決権行使の基準

- (1) 当社は、取引先等との安定的・長期的な取引関係の構築・業務提携・取引関係強化等の観点から、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合、当該取引先等との株式を保有することがあります。
- (2) 前項に基づき保有する政策保有株式に関し、毎年定期的に、中長期的な経済合理性や、当該取引先等との関係の維持・強化の観点のほ

か、保有に伴うさまざまな便益やリスクと資本コストとのバランス等を総合的に勘案したうえで、その保有適否等について定期的に検証し、その結果を取締役に報告するものとします。

- (3) 政策保有株式の議決権の行使については、株主価値が大きく毀損される事態やコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念が生じている場合などを除き、取引先等との関係強化に生かす方向で議決権を行使します。
- (4) 当社は、当社の株式を保有している取引先から株式の売却の意向が示された場合には、その売却を妨げません。
- (5) 当社は、当社の株式を保有している取引先と、経済合理性を欠くような取引は行いません。
(「CG基本方針」第6条)

2. 検証の内容

当社は、2023年3月開催の取締役会において、政策保有株式の個別銘柄ごとに保有目的の妥当性や保有に伴う便益が資本コストに見合っているかを具体的に精査し、総合的に保有の適否を検証しています。また、2022年度において、政策保有株主からの売却の意向に基づき、保有株式の一部を売却し、縮減を行なっています。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

取締役会は、当社が役員や主要株主等の関連当事者と取引を行なう場合に、当該関連当事者間取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、金額の多寡、取引形態、定性的な重要性に応じて、事前承認などの適切な監視を行ないます。関連当事者間の取引の範囲、具体的な基準および承認手続きは、権限規程その他の社内規程に定めます。(「CG基本方針」第8条)

また、当社は、会社法に基づき取締役と会社間の利益相反取引について取締役会の事前承認を得ることに加え、「関連当事者の開示に関する会計基準」に基づき当社と役員およびその近親者、主要株主等との取引について開示を行ないます。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、コーポレート部門の部門長等で構成する資産運用委員会において、運用の基本方針や政策的資産構成割合の策定および見直しを行うとともに、その運用状況の評価を実施することとします。(「CG基本方針」第14条)

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画および本コードの各原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.「基本的な考え方」をご覧ください。

< 中期経営計画「Nikkiso 2025 フェーズ2」の概要 >

当社は、長期ビジョン「Manufacturing Transformer 持続可能な社会を見据え、ものづくりで社会の進化を支え続ける日機装」の実現に向けて、2023年～2025年までを対象期間とする中期経営計画「Nikkiso 2025 フェーズ2」を推進します。詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。

(日本語) <https://www.nikkiso.co.jp/ir/management/plan.html>

(英語) <https://www.nikkiso.com/ir/management/plan.html>

2. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

当社は、堅実な単年度の業績の積み上げが、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上につながるものと考えており、単年度ごとに業績・実績等を振り返り、その対価として金銭報酬と株式報酬を支給することが取締役の職責と貢献意欲を高めるうえで適切であると考えています。

当該方針に基づき策定した支給基準および取締役の個人別の報酬等を過半数が独立社外役員で構成される指名・報酬委員会に諮問し、その妥当性についての審議・答申を受けた後、取締役会で代表取締役社長に委任すること(*1)が決議されることを条件として、代表取締役社長が上記の支給基準等に基づき、個々の実績等を公正に評価し決定しています。

(注)2023年度より取締役の個人別の報酬の原案を指名・報酬委員会に諮問しています。

- (1) 業務執行取締役の報酬等は、役割に応じて支給される基本報酬、業績等に応じてその額が変動する賞与(金銭報酬)および中長期的な企業価値の向上に連動する株式報酬で構成します。

< 基本報酬 >

毎年3月に取締役の役位と職務に応じて決定します。当該報酬は、その額を12等分して、決定の翌月から翌年3月まで支給します。

< 期末賞与 >

単年度の業績、次期の業績見込みなどの業績に関する事項のほか、過去の支払い実績、取締役の役位、貢献度等を総合的に勘案します。当該報酬は、1年間の任期の終了ごとに支給します。

< 株式報酬 >

業績等を踏まえて支給の有無を決定します。支給する場合には、取締役の役位に応じた支給基準をもとに、業績・貢献度等を総合的に勘案し、毎年5月に退任までの譲渡制限を付した当社普通株式を支給します。

- (2) 社外取締役の報酬は、業務執行から独立した客観的かつ専門的立場から経営の監督を行なう観点から、基本報酬のみで構成します。支給方法は業務執行取締役と同一です。

- (3) 上記(1)(2)に係る基本報酬と期末賞与は、2007年6月26日開催の第66回定時株主総会で決議された報酬額の総額の範囲内(年額280百万円以内。ただし、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。)で決定します。

また、株式報酬は、当該報酬額の総額の範囲内で、かつ2022年3月30日開催の第81回定時株主総会で決議された株数の範囲内(当社普通株式の総数年間15万株以内)で決定します。

(*1) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会は、代表取締役社長 甲斐敏彦に対して、次のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任を行なっています。

委任権限の内容

業務執行取締役の個人別の基本報酬、期末賞与および株式報酬ならびに社外取締役の個人別の基本報酬の決定。

権限を委任した理由

当社は、重要な業務執行について機動的かつ一体的な経営判断を行なうことを取締役会の重要な機能のひとつと位置付けますので、主に業務執行を担当する取締役により取締役会を組織しています。当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の実績等の評価を通じた報酬等の内容の決定は、業務執行を統括する代表取締役社長によることが適していると考えます。(「CG基本方針」第33条)

3. 取締役会が取締役・監査役候補の選解任を行なうに当たっての方針と手続き

当社の取締役・監査役候補の選解任の方針ならびに手続きは次のとおりです。

< 取締役の選解任 >

取締役には、当社グループを取り巻く経営環境を俯瞰し、迅速・果断に重要な経営課題に取り組み、成果をあげうる能力を有することに加え、透明・公正で迅速・果断な意思決定による経営理念の実現を支えるコーポレート・ガバナンス体制の構築に尽力できる者を指名します。

社外取締役に、当社との間に社外役員としての関係以外に、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者として、当社の業務執行から独立した客観的かつ専門的立場から、取締役の意思決定と職務執行を監督する役割を十分に果たすとともに、自らの知見に基づき、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、的確な助言を期待できる者を指名します。

上記候補者の指名と代表取締役および取締役等の選任・解任の手続きについては、指名・報酬委員会に諮問し、その答申を受けたうえで、これを取締役に上程します。

(「CG基本方針」第24条)

< 監査役の選解任 >

監査役には、業務監査・会計監査の役割を果たすことに加え、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会において適切に意見を述べることできる者を指名します。また、監査役のうち最低1名は財務・会計に関する適切な知見を有している者とします。

社外監査役に、当社との間に社外役員としての関係以外に、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者として、当社の業務執行から独立した客観的かつ専門的立場から、取締役の意思決定と職務執行を監督する役割を十分に果たすとともに、幅広い知見に基づき経営戦略のリスクの指摘・助言を期待できる者を指名します。

上記候補者の選任・解任の手続きについては、指名・報酬委員会に諮問し、その答申および当該選任に関する監査役会の同意を得たうえで、これを取締役に上程します。(「CG基本方針」第25条)

4. 取締役・監査役候補の個々の選解任・指名についての説明

各取締役および監査役候補の指名の理由は、株主総会招集通知等に記載することにより開示します。2023年3月30日付で就任した取締役、監査役については、当社の第82回定時株主総会招集通知「株主総会参考書類」をご覧ください。

(日本語: 11ページ～19ページ) <https://www.nikkiso.com/jp/13840229e1b12651a9981fdbe251a29d.pdf>

(英語: 6ページ～14ページ/16ページ～17ページ)

<https://www.nikkiso.com/ir/files/NOTICE%20OF%20THE%2082ND%20ORDINARY%20GENERAL%20MEETING%20OF%20SHAREHOLDERS%20.pdf>

【補充原則3 - 1 サステナビリティを巡る取り組み】

1. サステナビリティ基本方針

当社におけるサステナビリティの取り組みは、当社が大切にしてきた「人々の良質な生活のために、流体を扱う多様な産業、航空機、透析医療など暮らしの根幹にかかわる分野で、創造的な貢献を果たす」この考えの実践そのものです。私たちは、流体制御の技術力などその専門性とあらゆる経営資本を最大限に生かし、「社会の発展に貢献する新しい価値創造」、「社会基盤を支える製品・サービスの安定供給」、「すべての従業員が力を最大限発揮できる環境づくり」、そしてこれらを実現する「経営基盤の強化」をテーマに重要課題へ取り組み、産業や社会の持続的な発展に貢献していくことで、持続的成長と企業価値向上の実現を目指しています。

2. サステナビリティ経営の推進

持続可能な社会の実現に向けて、事業を通じた環境・社会課題の解決と社会の発展に貢献する新しい価値創造を提供することが当社グループのサステナビリティ経営です。

< サステナビリティ経営の推進体制 >

当社グループは、当社取締役会の監督のもと、サステナビリティ委員会を中心としたサステナビリティ推進体制を構築しています。

サステナビリティ委員会は、企画本部を管掌する執行役員を委員長とし、事業・研究開発を管掌する執行役員で構成し、サステナビリティに関する議論を集約し体系的に取り組み、実行の質とスピードを高めていく役割を担います。同委員会において、気候変動を含むサステナビリティに関する方針の策定をはじめ、取り組み状況のモニタリングなどを行ない、その結果を取締役に報告・提言し、取締役会がこれを監督します。

< ESGへの取り組み >

当社グループは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)に関する社会課題の解決に向けて積極的な取り組みを推進しています。

環境(Environment)

安全かつ高品質の製品やサービスの提供を通じ、環境負荷低減・脱炭素社会に貢献していきます。

- ・循環型社会への取り組みとして、事業活動全般における継続的な温室効果ガス削減や資源利用効率の向上、廃棄物の最小化、リサイクル化の推進
- ・環境負荷低減に貢献する製品、脱炭素化社会実現に貢献する液化水素用ポンプなどの製品開発の推進

社会(Social)

社会の発展に貢献し、会社と従業員がともに成長し続けるために、ダイバーシティ&インクルージョンを推進していきます。

- ・性別や国籍などを問わない積極的な採用の推進、ワークライフバランスに配慮した制度の見直しやグローバル視点での人材育成など、多様な人材が活躍できる環境づくりの推進
- ・サプライチェーンにおける差別や違法な労働の禁止など人権尊重の強化に向けた取り組みの推進

ガバナンス(Governance)

コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメント、コンプライアンスなど持続可能な事業に不可欠な経営基盤の強化を推進していきます。

- ・事業成長に応じた執行体制とグローバル・グループ・ガバナンスの強化
- ・サステナビリティ推進体制の強化と気候変動等のリスクと機会の分析による事業リスクの最小化

3. 人的資本および知的財産への投資

当社グループは、人的資本や知的財産が重要な経営資源であるという認識の下、人的資本については、多様性を尊重し、従業員一人ひとりが個性を発揮して活躍しながら会社貢献できるマネジメントの仕組み、知的財産については、当社グループの事業に貢献する知的財産の獲得および有効活用を図るとともに、他社の知的財産権を尊重し、侵害回避に努めます。

< 人的資本への投資 >

本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の【コーポレートガバナンス・コード

の各原則を実施しない理由)の【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】の1.に示す人材育成および健全な職場環境の取り組みを推進しています。

< 知的財産への投資 >

当社グループは、各事業分野において、独創的な技術を駆使し、顧客ニーズに合わせた新製品、新技術のための研究、開発を積極的に行なっています。2022年度は研究開発費として1,918百万円を投じ、将来のエネルギーシフトを見据えた開発も着実に進めています。

具体的には、「第82期有価証券報告書」の「第2【事業の状況】」の「5【研究開発活動】」をご覧ください。

(日本語:22ページ) https://ssl4.eir-parts.net/doc/6376/yuhu_pdf/S100QHTY/00.pdf

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社グループは、グループ経営陣による迅速・果敢な意思決定を促す観点から、経営の監督と執行の分離を実行するため、個別の業務執行に係る権限行使に対する監視体制を整備・充実することを前提に、個別の業務執行権限を関係法令の許容する範囲でグループ経営陣に委譲します。(「CG基本方針」第17条)

また、当社は、取締役会規程および権限規程等において、当社グループにおける重要性、リスクの総合的な勘案と、適切な金額基準を設けるなどにより、取締役会決議事項を定めています。取締役会は、業務執行部門から提案される経営上の重要な事項の承認と業務執行の監督を行ないます。

【原則4-9 独立役員の独立性判断基準及び資質】

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【独立役員関係】「その他独立役員に関する事項」をご覧ください。

【補充原則4-10 独立した諮問委員会の設置、独立性に関する考え方・権限・役割等】

当社は、取締役・監査役の指名や取締役の報酬等に関する透明性・客観性を高め、取締役会の監督機能を強化することを目的として、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しています。

指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役等で構成し、委員の過半数を独立社外役員とすることで、客観性と独立性を確保しています。

指名・報酬委員会は、取締役会より次の事項に関する諮問を受け、当社の取締役・監査役の指名基準、取締役報酬の方針等に基づき審議したうえで、委員の過半数の賛成をもって答申内容を決議し、取締役会に対して答申を行ないます。また、指名・報酬委員会は、その職務を執行するために必要な規則等を定めます。

(審議事項)

- ・取締役の選任・解任に関する事項
- ・代表取締役および役付取締役の選定・解職に関する事項
- ・監査役の選任・解任に関する事項
- ・取締役および監査役の指名方針に関する事項
- ・後継者計画(育成を含む)に関する事項
- ・取締役報酬の方針に関する事項
- ・取締役の報酬等の支給方針に関する事項
- ・その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

(「CG基本方針」第23条)

【補充原則4-11 取締役会のバランス・多様性および規模に関する考え方】

当社は、取締役会全体としての見識・能力・経験等のバランスと多様性は、業務執行の監督の強化や中長期的な企業価値の向上に向けた戦略的な議論を活性化させることに資するため、最適化すべきであると考えています。

取締役会は、優れた人格・見識・能力・豊富な経験を有していることを前提に、当社グループの事業遂行に関わる基本的な価値観を当社グループと共有し、当社グループの経営理念に共感できる者で構成することを基本として、さらに取締役会の機能の実効性を確保する観点から、性別・国籍・年齢・職歴等を問わず多様性に配慮した構成とします。

また、経営環境や事業特性等を踏まえた会社経営の観点から、当社の取締役会において特に重要と考える見識・能力・経験等を一覧化したスキルマトリックスを開示しています。(「CG基本方針」第21条)

詳細については、当社の第82回定時株主総会招集通知「株主総会参考書類」をご覧ください。

(日本語:20ページ) <https://www.nikkiso.co.jp/13840229e1b12651a9981fdbe251a29d.pdf>

(英語:19ページ)

<https://www.nikkiso.com/ir/files/NOTICE%20OF%20THE%2082ND%20ORDINARY%20GENERAL%20MEETING%20OF%20SHAREHOLDERS%20.pdf>

【補充原則4-11 取締役・監査役の兼任状況】

当社は、取締役および監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その者が当社の役員業務を遂行できることに加え、独立社外役員においては当社以外に3社を超えて他の上場会社の取締役・監査役を兼任しないことを原則とします。

兼任状況を記載した事業報告については、当社第82回定時株主総会の招集通知「3. 会社役員に関する事項」をご覧ください。

(日本語:33ページ~34ページ) <https://www.nikkiso.co.jp/13840229e1b12651a9981fdbe251a29d.pdf>

【補充原則4-11 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、当社グループのコーポレート・ガバナンスの強化に努め、経営の公正性・透明性を高め、企業価値の向上を目指します。そのために、当社は、取締役会の実効性向上の取り組みを通じ、取締役会の監督機能を強化しています。

当事業年度においては、2022年11月から12月にかけて、取締役・監査役全員を対象としたアンケートを行ない、取締役会全体の実効性について評価を実施し、その評価・分析結果を2022年12月22日の取締役会で報告し、議論しています。

アンケートは、取締役会の構成、取締役会の運営状況、取締役会の審議状況(戦略的な議論等)、昨年度の実効性評価で抽出された課題に対する取り組み、役員のトレーニング機会および指名・報酬委員会の審議状況の各項目について行いました。

< 評価結果の概要 >

すべての設問において肯定的回答が過半数に達しており、取締役会の実効性は確保されていると評価しています。

また、昨年度の実効性評価の結果を受け、社外役員に対する情報提供と議論の充実を進めた成果について、取締役・監査役全員から評価され、改善の成果が認められています。

今後は、中期経営計画「Nikkiso 2025 フェーズ2」の実現に向けて、さらなる実効性を高めるため、新たに抽出された「実質的・戦略的な議論の充実」や「役員のトレーニングの充実」等への課題に取り組み、一層のガバナンス強化を図ります。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング方針】

当社は、取締役および監査役に求められる責務を適切に果たすため、その役割・責務に必要な知識の習得を支援します。新任役員は、適宜、役員としての基礎的な知識を習得・更新するために所定の研修を受講し、重任の役員は、経営戦略、財務、会計、人事、組織等に関わる所定の研修を受講します。また、年に数回開催する執行役員を含む全役員が参加する執行役員会において、当社の経営、業務執行に係る会計制度、人事制度、コンプライアンス、インサイダー取引等の制度に関する研修や経営戦略に係る研修を実施します。（「CG基本方針」第27条）

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との対話全般については、IR担当役員が統括します。

IR担当役員は、株主との対話に必要な有益な情報を多く保有するIR担当部門と総務、経理、法務、人事を担当する部門とが緊密に連携することで、部門間の情報遮断を受けずに、適時適切に必要な有益な情報を提供するように努めます。また、株主から当社が受領する有益な情報・意見・助言は、IR担当役員から取締役会および経営トップへ定期的に報告します。

さらに、インサイダー情報は、「内部情報管理規程」に基づき経営企画部で一元的に登録・管理します。IR担当役員は、登録情報にアクセスすることにより、対話時点でのインサイダー情報の登録状況を確認でき、株主との対話に際して意図しないインサイダー情報の漏えいを防止する仕組みを維持するとともに、決算発表前は「沈黙期間」を設定し投資家との対話を制限します。

代表取締役社長および担当役員が出席するアナリスト、機関投資家向けの説明会を適宜開催するとともに、合理的な範囲内で機関投資家等との面談、電話取材に応じます。個人投資家からの問い合わせには、わかりやすい言葉での丁寧な説明に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,173,100	10.84
日機装持株会	3,064,157	4.63
株式会社みずほ銀行	2,500,000	3.77
日機装従業員持株会	2,040,106	3.08
三井住友海上火災保険株式会社	1,966,000	2.97
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	1,732,200	2.61
富国生命保険相互会社	1,700,000	2.56
日本生命保険相互会社	1,650,000	2.49
株式会社三菱UFJ銀行	1,622,735	2.45
住友生命保険相互会社	1,185,500	1.79

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 割合は、自己株式(8,124,789株)を控除して計算しています。
- 当社は、自己株式8,124,789株を所有していますが、上記大株主から除いています。
(注)2023年1月31日、自己株式5,110,800株を消却し、同日付をもって、自己株式の総数は3,013,989株となりました。
- 三井住友信託銀行株式会社および共同所有者の2社から2022年8月4日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、2022年7月29日(報告義務発生日)現在で次のとおり株式を所有している旨の記載がありますが、下記の会社については、当社として、2022年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

氏名または名称	所有株式数	割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	2,055,800	2.70
三井住友信託銀行株式会社	1,404,000	1.89

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	12月
業種	精密機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
広瀬 晴子	その他											
中久保 満昭	弁護士											
福田 順子	その他											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
広瀬 晴子		広瀬晴子氏の近親者が当社に勤務しておりますが、重要な業務執行者には該当していません。	広瀬晴子氏は、国際連合システムにおいて人事、工業開発の分野で功績を残すなど、豊富な国際経験や人材育成に関する高い見識を有しています。これらの経験や実績を活かし、客観的かつ独立した公正な立場から経営の監督を行なうことができると判断したためです。 なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準(「独立役員関係」「その他独立に関する事項」欄をご参照)を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。
中久保 満昭			中久保満昭氏は、弁護士として高度な専門知識を有しており、役員の責任に関する係争などを中心に企業法務の分野で活躍しています。これらの経験や実績を活かし、客観的かつ独立した公正な立場から経営の監督を行なうことができると判断したためです。 なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準(「独立役員関係」「その他独立に関する事項」欄をご参照)を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。
福田 順子			福田順子氏は、大学教授としての豊富な経験と経営学およびマーケティング、流通論に関する高い見識を有するほか、環境保全・地域振興を推進する各種団体の要職を務めるなど、経営・ESGに関して幅広い見識を有しています。これらの経験や実績を活かし、客観的かつ独立した公正な立場から経営の監督を行なうことができると判断したためです。 なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準(「独立役員関係」「その他独立に関する事項」欄をご参照)を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	1	1	3	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	1	1	3	0	2	社内取締役

補足説明 更新

1. 指名・報酬委員会構成員等の氏名等
委員長:代表取締役社長 甲斐 敏彦
委員:社外取締役(独立役員) 広瀬 晴子
社外取締役(独立役員) 中久保 満昭

社外取締役(独立役員) 福田 順子
 社外監査役(独立役員) 小笠原 直
 社外監査役(独立役員) 仲谷 栄一郎

指名・報酬委員会の独立性に関する考え方・権限・役割等は、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]【補充原則4-10 独立した諮問委員会の設置、独立性に関する考え方・権限・役割等】をご覧ください。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人は定期的に会合を持ち、監査役は会計監査人の監査体制、監査計画、監査実施状況などを確認しています。日常の監査においても、必要に応じ、適宜情報交換、意見交換を行なっています。また、監査役と当社内部監査部門である内部監査室は、定期的また随時打ち合わせを行ない、監査計画、監査スケジュール、監査対象などの確認、調整を行なっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小笠原 直	公認会計士													
仲谷 栄一郎	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小笠原 直			<p>小笠原直氏は、公認会計士として財務および会計に関する高度な専門知識と上場企業の監査やM&A支援などの豊富な経験を有しています。これらの知識や経験を活かし、客観的かつ独立した公正な立場から取締役の職務執行の監査を適切に遂行できると判断したためです。</p> <p>なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準（「独立役員関係」「その他独立に関する事項」欄をご参照）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。</p>
仲谷 栄一郎			<p>仲谷栄一郎氏は、弁護士として高度な専門知識と国内外の企業の様々な分野の法律問題への対応をはじめ、国際税務の専門家として豊富な経験を有しています。これらの知識や経験を活かし、客観的かつ独立した公正な立場から取締役の職務執行の監査を適切に遂行できると判断したためです。</p> <p>なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準（「独立役員関係」「その他独立に関する事項」欄をご参照）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

5名

【その他独立役員に関する事項】

当社は、社外役員の「独立性判断基準」を以下のとおり定めており、当該資格を充たす社外役員の全員を独立役員に指定しています。

【当社の独立役員の独立性判断基準】

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を採用します。同基準の解釈・適用にあたっては、当社の業務執行から独立して客観的かつ専門的な立場から、経営の監督または当社取締役の意思決定と職務執行を監督する役割を十分に果たすことを可能とするため、当社との間に社外役員としての関係以外に、人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係がなく、株主と利益相反が生じるおそれがないかを実質的に判断します。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

【該当項目に関する補足説明】

1. 譲渡制限付株式報酬制度

当社は、取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、2022年3月30日開催の第81回定時株主総会において、ストックオプションの付与に代えて、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。

【制度の概要】

本制度の対象取締役は、取締役の報酬等として金銭の払込みまたは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、対象取締役に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は年間15万株以内、その金額は年額280百万円以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することとします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

事業報告において、役員区分ごとの報酬等の総額を開示しています。2022年度にかかる役員区分ごとの報酬等の総額は以下のとおりです。

- ・取締役10名:総額172百万円
[内訳]基本報酬109百万円、期末賞与50百万円、非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)13百万円
うち社外取締役2名:総額18百万円(基本報酬のみ)
- ・監査役6名:総額45百万円(基本報酬のみ)
うち社外監査役3名:総額15百万円(基本報酬のみ)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1 情報開示の充実】の2.「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たったの方針と手続き」をご覧ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役に対するサポートを担当する従業員(経営企画部・秘書室等)を配置するほか、監査機能充実のため、執行部門から指揮命令系統を独立させた「監査役室」を置き、監査役の職務を補助する選任の従業員を配置しています。このような体制の下、社外取締役および社外監査役に対し、主に以下のサポートを実施しています。

- ・取締役会および監査役会の議案資料を原則3日前までに送付、取締役会議案の事前説明
- ・その他の重要会議体の資料の送付(必要に応じて説明)
- ・会社、事業の概要および社内規程、制度の説明

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社として、当社グループ全体に係る重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する取締役会と、取締役の職務の執行を監査する監査役・監査役会によるコーポレート・ガバナンス体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実とその実効性を高めることに努めています。また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度および事業本部制を採用するとともに、経営および業務執行に関する重要事項ならびにその執行方針等を審議する機関として、代表取締役社長および執行役員等を主要な構成員とする経営会議を設け、効率的な業務運営を図っています。

(1) 取締役会

取締役会は、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を通じて、当社グループを持続的に成長させ、中長期的な企業価値の最大化を実現するため、次の役割を担います。

- ・経営戦略等の経営の大きな方向性を示すこと
- ・迅速・果敢な経営判断を支える社内体制を整備すること
- ・経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保すること

現在、取締役会は9名の取締役(うち社外取締役は3名)で構成しています。

原則として毎月1回定例の取締役会を開催し、また迅速で効率的な意思決定を行なう観点から随時書面決議を行なっています。個別の業務執行はできる限り執行部門に委譲することで、迅速・果敢な意思決定を支えるとともに、取締役会が上記の役割に専念できる環境を整えています。今後も経営の監督と執行の分離の観点から、取締役会付議基準の最適化を進める方針です。

取締役会では、持続的な企業価値の向上に資する活発な議論が行なわれているほか、当社グループの事業活動が適切な統制のもとで行なわれるようにするため、コンプライアンス、財務報告の適正性の確保およびリスクマネジメント等のための体制構築と運用について、内部監査部門を活用し、その状況を監督しています。

また、取締役会はその実効性を向上させるために、すべての取締役および監査役を対象として、取締役会及び指名・報酬委員会の実効性について毎年自己評価を行ない、その結果を取締役会で議論し、抽出された課題に対して改善に取り組み、取締役会の監督機能を強化しています。

(2) 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役および監査役の選解任ならびに取締役の報酬等に関する透明性・客観性等を高め、取締役会の監督機能を強化する役割を担います。

本委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役等で構成し、委員の過半数を独立社外役員とすることとしており、現在は6名で構成しています。

本委員会が取締役会からの諮問事項について客観的かつ独立した公正な観点から審議を行ない、取締役会に対して答申することにより、取締役および監査役の選解任ならびに取締役の報酬等に関する客観性と独立性を担保しています。

(3) 監査役・監査役会

監査役・監査役会は、取締役・取締役会から独立した立場で、取締役・取締役会がその責務として職務を適法・適切に果たすことを監査することが主な責務とし、取締役や執行役員等からの業務の執行状況の聴取等をはじめ、社外取締役、会計監査人および内部監査部門と緊密に連携し、取締役会あるいは経営陣に対して適切に意見を述べるなど、取締役の職務執行の監査を行なっています。

現在、監査役会は4名の監査役(うち社外監査役は2名)で構成しています。原則として、毎月1回定例の監査役会を開催し、監査方針、各監査役の業務分担、具体的実施事項を定め、監査役の監査報告の聴取、取締役・執行役員等からの業務執行状況の聴取等を行ない、適宜、その結果を取締役会に報告しています。また、定例の監査役会には、社外取締役2名も同席し、取締役会付議事項や業務執行等に関わる情報を共有し、意見を交換しています。

(4) その他経営・業務執行に関する体制

当社の多様な事業に応じた迅速・果敢な意思決定を行なうため、各事業を統括する組織として、事業本部(インダストリアル事業本部、航空宇宙事業本部、メディカル事業本部)を置き、各事業と市場に精通した業務執行者に担当事業を委ねるとともに、代表取締役社長および執行役員等で構成される経営会議を設置し、経営および業務執行に関する重要事項ならびにその執行方針等を審議することで、効率的な業務運営を図っています。

(5) 会計監査人監査

取締役会は、外部会計監査人による高品質な会計監査を確保するため、十分な監査時間の確保および外部会計監査人の当社経営陣幹部との面談等の確保に努めています。また、外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合、財務を担当する取締役はこれを直ちに代表取締役社長および独立社外役員に報告するとともに、指摘を受けた事項を検証し、必要に応じ検証結果を適時適切に開示します。現在、会計監査について有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、決算時の監査および必要に応じて適宜会計全般に関する助言を受けています。

(6) 内部監査室

社長直轄の内部監査室は、リスク・ベースの内部監査計画を策定のうえ、業務執行から独立した視点でグループ会社を含めて内部監査を実施し、当社グループの内部統制の有効性を確保することが主な責務です。

財務報告に係る内部統制の有効性評価のための内部統制の整備状況および運用状況の監査に加えて、事業全般の内部統制の有効性評価のための業務監査を行なっています。

また、取締役会・監査役会の機能の発揮に向けて、内部監査室から代表取締役に対する報告のほか、取締役会および監査役会へ直接報告する仕組みを構築し、実施しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、意思決定の透明性、公正性の確保と迅速・果敢な意思決定により経営理念を実現するため、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役・監査役会による業務監査の機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しています。

取締役会は、重要な業務執行の決定等を通じて、経営全般に対する監督機能を発揮し、持続的な企業価値の向上に努めています。また、その機能を強化するため、個別の業務執行権限を執行部門に可能な限り委譲するとともに、諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、取締役会の意思決定に対する透明性と客観性を高める仕組みを構築し機能させています。

監査役・監査役会は、取締役および取締役会がその責務として職務を適法・適切に果たすことを監視・監査し、当社グループの健全性を確保し、持続的な企業価値の向上に努めています。また、当社グループの事業および組織に精通した常勤の監査役存在は、独立社外役員による経営の独立・客観的な監督を実効的に補完し、内部監査人および会計監査人との日常的な連携にも有用です。さらに、独立社外役員による監督の実効化の観点から、独立社外役員に対する業務執行に関する情報の提供は不可欠ですが、常勤の監査役存在はこれを実質化することに寄与しています。

このような監査役会設置会社としての利点を活かした実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制が当社にとって最適な体制であると考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保することができるように、定時株主総会の招集通知の早期発送に努めています。2023年3月30日開催の当社第82回定時株主総会にかかる招集通知は2023年3月10日付で発送しており、また、発送前に株式会社東京証券取引所、議決権電子行使プラットフォームおよび当社ウェブサイトにより招集通知を公開しています(本年の公開日は3月2日)。
電磁的方法による議決権の行使	株主の議決権行使を容易にするため、2003年から、インターネットによる議決権行使の方法を導入し、パソコン、携帯電話およびスマートフォンによる行使が可能となっています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	国内外の機関投資家の議案検討期間を拡大し、議決権行使の環境を改善するため、2007年から、議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の要約を英文で作成し、株式会社東京証券取引所、議決権電子行使プラットフォームおよび当社ウェブサイトのグローバルサイトに公開しています。
その他	株主総会に出席する株主の理解を助けるため、ナレーションと映像を使い事業報告・計算書類の説明を行ないます。他方、対処すべき課題については、代表取締役社長自ら出席株主に対して説明しています。また、株主総会終了後に施設見学会等を開催しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長および担当役員が出席して、年2回、アナリスト、機関投資家向けの説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、臨時報告書、招集通知、決算短信、決算説明会資料、財務諸指標の推移などを積極的に当社ウェブサイトに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、「CG基本方針」および「日機装グループ グローバル行動規範」を定め、当社グループがコンプライアンスを常に尊重し、社会的責任を果たし続けるために、役職員の一人ひとりがこれらを誠実に実践することを通じて、社会に対する責任を着実に果たし、ステークホルダーから信頼される企業グループを目指しています。</p> <p>(CG基本方針)</p> <p>https://www.nikkiso.co.jp/company/governance/pdf/nikkiso-governance_220701.pdf (日機装グループ グローバル行動規範)</p> <p>https://www.nikkiso.co.jp/company/governance/pdf/nikkiso-compliance.pdf</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社グループは、持続可能な社会の発展に役立つ技術、製品、サービスを提供し、社会とともに成長を目指しています。この目標実現に向けた「日機装環境宣言」のもと、日々の事業活動を通じて、環境保全活動およびCSR活動等の実施を推進しています。</p> <p>(日機装環境宣言)</p> <p>https://www.nikkiso.co.jp/company/stakeholders/environment.html#ac01</p> <p>【環境保全活動】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 温室効果ガス総排出量の削減、廃棄物のリユース・リサイクル率の向上に向けての継続的活動を実施しています。 2. 石川県の金沢製作所では、金沢テクノパークで操業する企業とともに春と秋の年2回、森づくり活動を行っています。 <p>【CSR活動】(研究・文化支援活動)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公益財団法人「宗桂会」(そうけいかい)の活動を通して、金沢の伝統工芸「加賀象嵌(ぞうがん)」の保存・普及の支援を行なっています。 2. 一般財団法人「一樹(いちじゅ)工業技術奨励会」を通して、工業技術の進歩・発展に貢献する目的で、国内外の大学、研究機関、学術研究者、学生等の有意義な研究に対して助成を行なっています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会は、会社法その他の適用のある法令に基づき、当社グループのリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示します。 2. 取締役会は、会社法および金融商品取引法その他の法令ならびに金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務および業務に関する事項を開示します。 3. 前2項にかかわらず、当社の経営や事業に対する、中長期的な投資方針を有する株主をはじめとする利害関係者の理解を深めるために有益と当社が判断する財務および業務に関する事項の開示についても、適切に取り組んでいます。
その他	<p>当社グループは、新しい価値創造を社会に提供する源泉である従業員の人権および多様な価値観を尊重し、多様な人材が互いに認め合い、いきいきと働きながらイノベーションを創造し続ける会社へ進化することを目指しています。グループ内の異なる経験、技能、属性を反映した多様な視点や価値観の存在が持続的成長を達成する強みになるとの認識のもと、今後も積極的に、女性の活躍の促進をはじめ、多様な人材が適材適所で活躍できる環境の構築に努めます。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に準拠し、以下の基本方針に基づいて、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備し、これを運用しています。

・グループ内部統制

当社は、当社グループが社会の一員として健全な社会倫理・価値観を共有し、法令・定款・社会規範を遵守して、ステークホルダーとの良好な関係を構築するとともに、人々の良質な暮らしの実現のために、暮らしの根幹分野で創造的な貢献を果たすことを企業理念とする。この企業理念のもと、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを目的として、当社グループの内部統制体制を整備する。

1. 当社および当社子会社の取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、内部統制担当の取締役を委員長、本部長等を委員とする全社的な「内部統制委員会」を組織し、次のとおり、当社グループのコンプライアンス体制を整備する。

「内部統制委員会」に「コンプライアンス担当委員」を置き、当社グループにおけるコンプライアンスを徹底するための諸施策の策定・実施について中心的役割を果たす。本部長等は「コンプライアンス統括責任者」となり、自ら統括する部門等における前記諸施策の実施につき権限を有し、責任を負う。さらに、「内部統制委員会」のもとに、実務組織として「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループにおける「コンプライアンス・プログラム」の推進および啓蒙活動を実施するとともに、重大なコンプライアンス違反が発生した場合の有事対応を支援する。

当社グループの役職員が企業人としての良心にしたがい、社会へ貢献するために守るべき基本的な事項を定めた「日機装グループ グローバル行動規範」(以下「グループ行動規範」という。)を制定する。「グループ行動規範」を定着させるため、当社グループ内でコンプライアンス研修を継続的に実施し、遵守状況を定期的に検証する。

透明で公正なグループ経営を目指し、当社グループの従業員が、当社グループにおける法令違反等の事実を発見した場合に、直接、匿名または実名で、社外の弁護士等の専門家に通報できる「内部通報制度」を国内外で整備する。

(2) 当社は、社長直轄の内部統制室を設け、内部統制体制の維持、発展を推進する。

- (3) 当社は、内部監査規程に基づき、内部監査部門として社長直轄の内部監査室を置き、当社のみならず、当社子会社をも対象とした内部監査の基本方針の作成、年間監査計画の策定、実施等を行なう。
- (4) 当社の取締役が、他の取締役の法令、定款の違反行為を発見した場合は、ただちに取締役会に報告するよう徹底する。
- (5) 当社は、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない、当社の業務執行から独立した客観的かつ専門的な立場を有する社外取締役および社外監査役により、経営の意思決定・業務執行を監督・監査する体制を強化する。
- (6) 当社は、取締役会規程、権限規程等において、取締役会の承認を得なければならない事項を定め、各業務執行者が独断で業務を決定・執行できない体制を維持する。さらに社長は、コンプライアンス体制に関する事項を含め、取締役会に対して、定期的に業務執行報告を実施する。また、海外子会社の会計処理にも専門性を発揮できる外部会計監査人を選任し、緊密な情報交換のもとに適正な会計処理ができる体制を維持する。
- (7) 当社は、「内部統制委員会」の活動として、金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保する体制を整備、運用し、評価する。
- (8) 当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当な要求は毅然とした態度で拒絶するとともに、反社会的勢力の排除に向けて組織的に取り組む。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録(それぞれの電磁的記録を含む。)は、法令および社内関連規程に基づき、適切に作成し、保存する。
- (2) 社長を最終決裁者とする社長決裁伺書は、権限規程および社長決裁細則に基づき、発議部署において、原本またはその電磁的記録により、決裁または報告の日から所定の期間保存する。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「内部統制委員会」に「リスク管理担当委員」を置き、リスク管理を徹底するための諸施策の策定・実施について中心的役割を果たす。本部長等は「リスク管理統括責任者」となり、自ら統括する部門等における前記諸施策の実施につき権限を有し、責任を負う。さらに「リスク管理・コンプライアンス委員会」は、当社グループにおける「リスク管理・プログラム」の推進および啓蒙活動を実施するとともに、重大なリスク事象が発生した場合の有事対応を支援する。
- (2) 当社は、当社グループに関わる災害リスク、製造物責任リスク、与信リスク、インサイダー取引リスク、不正輸出入リスク、個人情報漏洩リスク等の個別のリスクを管理する実効性のある規程・体制を整備する。
- (3) 当社は、不測の事態が発生した場合には、社長または担当取締役を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部専門家の助力を得て、迅速な対応を行ない、損害の拡大を最小限にとどめる体制を維持する。また、開示を必要とする事項については、適時かつ正確に開示できる体制を維持する。緊急事態の発生時のために、全社緊急連絡網を維持する。

4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 当社は、法令に定める事項その他の重要な業務執行を審議するため、取締役会を原則として月1回、さらに必要に応じて随時開催する。機能的に経営に関する意思決定を行ない、これを執行するため、事業本部制体制を維持する。また、事業本部に、その業務の執行について責任を負う本部長を任命する体制を維持する。
- (2) 当社は、当社グループの中期経営計画に基づき、各本部で每期作成する業務計画において、それぞれの事業運営上の課題、目標、指標を明確にする体制を維持する。さらに、各本部での方針管理のもとに展開し、達成に向けて、業務計画を具体化する。当社子会社は、業務執行にあたって、所属本部の業務計画を反映した独自の業務計画を作成し、目標の達成度の管理を行なう。各業務計画は、四半期ごとに、社長および取締役等によって構成される審議会において、各本部との間で、進捗状況を検証する体制を維持する。
- (3) 当社は、経営方針・経営戦略に係る重要事項の決定については、取締役会の審議を経ることに加えて、権限規程に基づき事前に社長、事業部門および管理部門等を管掌する執行役員、本部長等によって構成される経営会議における審議を経る体制を維持する。
- (4) 当社は、社長を最終決裁者とする事項と、本部長に権限委譲する事項、当社が決裁すべき事項と当社子会社に権限委譲する事項を明確に区分し、統制のとれた効率的で迅速な意思決定と業務執行を確保する。本部長・当社子会社社長は、当社社長から権限委譲された事項の執行について、さらに下位に職務権限を委譲し、意思決定と業務執行の効率性と迅速性を加速させる。
- (5) 財務上の主要情報は、ITを活用したシステムにより迅速にデータ化し、当社の社長、執行役員および本部長が現状を把握することができる体制を維持し、さらに強化する。

5. その他の当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の取締役会規程および権限規程により、子会社の経営に関して当社の決裁・報告を要する事項およびその決裁者・報告先を明確にする。
- (2) 当社子会社の業務に対しても、当社の監査役、内部監査室および外部会計監査人による監査を計画的に実施する。

・監査役監査を支える体制

当社は監査役会設置会社として、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役監査を支える体制を整備する。

1. 監査役職務を補助すべき従業員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の求めに応じて、監査役職務を補助するため、監査役室を設置する。
- (2) 監査役室に所属する監査役職務を補助する従業員(以下「監査役職務補助従業員」という。)は、監査役が指示した業務については監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- (3) 監査役職務補助従業員の人事異動・人事評価等については、監査役の同意を要する。
- (4) 監査役職務補助従業員は、監査役の監査の実効性を確保する観点から、当社グループの事業、財務、会計、コンプライアンス等に関する一定程度の知見を有する者とする。

2. 監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の本部長、当社子会社社長が当社社長あてに定期的に行なう業務報告(業務の執行状況、コンプライアンス、リスク管理に関する事項を含む。)は、常時常勤監査役に対しても配信する体制を維持する。また、監査役がいつでも必要に応じて当社の取締役および従業員に対して報告を求めることができる体制を維持する。
- (2) 監査役と当社子会社の監査役等が出席する「監査役連絡会」において、当社子会社の事業、コンプライアンスの状況等を当社監査役に定期的に報告する体制を維持する。
- (3) 監査役が、会計監査人、内部監査室と適宜協議を行ない、当社子会社の監査情報の共有を促進する体制を維持する。
- (4) 監査役へ報告を行なった当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止するとともに、これを当社グループに周知徹底する。

3. 監査役職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る

方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

4. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役が、実効的に監査機能を果たすのに十分な経営情報を入手できるよう、主要な会議(経営会議等)を含む任意の会議に出席できる体制を維持する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、内部統制基本方針において、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当な要求は毅然とした態度で拒絶するとともに、反社会的勢力の排除に向けて組織的に取り組むことを定め、代表取締役社長を最高責任者としたコンプライアンス体制の下、全従業員が反社会的勢力との関係排除を誓約し、法令および企業倫理に則り毅然とした態度で望むことを学習させるなど、当社グループ全体として反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 更新

1. 当社の企業価値と株主共同の利益が損なわれるおそれのある行為に対する取り組み

短期的な利益や一部の株主の利益を優先する動きが生じる場合など、当社の企業価値と株主共同の利益が損なわれるおそれのある行為に対しては、当社は企業価値および株主共同の利益の維持・向上の観点から、金融商品取引法など関係する法令に従い、当社株式の大量取得行為等については是非を株主が適切に判断するために必要かつ十分な情報の開示を求めるとともに、その検討のために必要な時間の確保に努めます。また、仮に、当社取締役会が大量取得者等による当社株式の大量取得行為等が当社の企業価値・株主共同の利益に反すると判断する場合にはこれを防ぐべく、関係法令によって許容される合理的な対抗措置を講じます。

なお、大量取得者等に対する対抗措置に係る当社取締役会の判断が恣意的になることを防止するため、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない、独立社外取締役を2名以上選任します。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、金融商品取引法に違反する内部者取引を未然に防止するとともに、有価証券上場規程に基づいて適時開示を適切に行なうことにより、証券市場の信頼を確保することを目的として、「内部情報管理規程」を制定し、概要は次のとおり、内部者取引規制上の重要事実および適時開示に該当すべき情報(以下「本情報」といいます。)を網羅的、包括的に管理しています。

1. 本情報の管理責任者を設置

本情報の管理責任者として、「情報管理担当者」および「情報統括責任者」を設置します。

2. 「情報管理担当者」の権限等

- 「情報管理担当者」は、自己の担当事業・業務につき、本情報を早い段階で網羅的に把握し、「情報統括責任者」へ報告し、その後これを一元的に管理する責務を負います。
- 「情報管理担当者」には、原則として、本部長がその任に当たります。

3. 「情報統括責任者」の権限等

- 「情報統括責任者」は、本情報の「判定」「登録」「管理開始決定」「管理解除決定」「適時開示決定」等を行なう責務を負い、本情報を統括して管理します。
- 「情報統括責任者」には、社長が指名する者がその任に当たります。

4. 適時開示の責任部署

- 適時開示項目に応じて、経理部、経営企画部および総務部が開示の責任部署となります。
- 適時開示の責任部署は、適時開示項目に応じて、本情報の公表の要否等に関する、取締役会および「情報統括責任者」の決定に従い、適時開示を実施します。

コーポレート・ガバナンス体制図 (2023年4月1日現在)

